

雲仙市

農業委員会だより



3月号
平成30年
No.14

雲仙市農業委員会だより

編集・発行 2018年3月

雲仙市農業委員会

目次

農地利用最適化推進施策に関する意見書の提出	P2
農業委員会の活動・イベント情報	P3
農地の貸借等について	P4
農振農用地全体見直しに伴う転用について	P5
耕作放棄地解消事業	P6
農業者年金について	P7
農地中間管理機構・賃貸料情報について	P8

イチゴハウスで見つけるイチゴ一食の恋 農業委員会婚活イベント「イチ婚」

本年1月14日(日)、愛野町のイチゴハウスと愛野町農業者トレーニングセンターにおいて婚活イベントを開催しました。詳細については、3ページをご覧ください。

法律に基づく手続きをしていない農地の貸借は、公に効力がなく、権利や義務を主張できないことがあります。
思わぬトラブルに巻き込まれることもあります。
トラブルを避けるためにも、農地の貸借等は、必ず農業委員会を通して行いましょう。

農地中間管理事業をご活用ください

【出し手】

- ◎農業を引退したい
- ◎貸したいが受け手が見つからない
- ◎一定期間、大切な農地を貸したい

【受け手】

- ◎経営規模を拡大したい
- ◎分散した農地をまとめたい
- ◎新規に農業を始めたい

【農地中間管理機構】

◎「出し手」と「受け手」の希望がマッチングしたものから、契約手続きを行っていきます。
◎「受け手」がまとまった農地で営農ができるようにします。

地域に対する支援	「出し手」に対する支援	
地域集積協力金	経営転換協力金	耕作者集積協力金
地域内の全農地の2割以上が機関に貸し付けられること	経営転換・リタイアする農業者など、全農地を10年以上機関に貸し付け、機関から受け手に貸し付けられること	機関の借受農地等に隣接する農地を10年以上機関に貸し付けた耕作者

*協力金の金額については、お問合せください。

【農地中間管理事業のお問合せ】 雲仙市農林水産課
長崎県農業振興公社 Tel: 0957-38-3111
Tel: 095-894-3848

平成29年 雲仙市賃借料情報

平成29年1月から12月までに締結された賃借料水準（10アール当たり）は、次のとおりです。
※あくまでも農地の賃貸借契約をする際の目安としての参考金額です。

(単位:円)

締結された地域名	田（水稻）部（データ数 251筆）			畠（普通畠）の部（データ数 313筆）		
	平均額	最高額	最低額	平均額	最高額	最低額
国見町全域	12,211	23,006	5,753	10,260	20,000	4,525
瑞穂町全域	11,230	18,868	5,000	9,990	16,033	4,842
吾妻町全域	13,063	24,004	5,100	10,217	18,226	4,288
愛野町全域	13,725	21,015	4,807	15,777	20,000	8,842
千々石町全域	20,715	38,997	14,014	7,084	13,072	6,086
小浜町全域	19,221	19,221	19,221	23,908	29,878	8,689
南串山町全域	18,807	20,921	15,644	19,801	27,845	14,648
雲仙市	15,567	38,997	4,807	13,862	29,878	4,288

*小浜町の田の賃借料については、実績が1件のみのため同額となっています

全国農業新聞

発行日：月4回金曜日
購読料：月額700円
申込み：雲仙市農業委員会へ

全国農業新聞を読んでみませんか！

- ◎農業・農政の動きをわかりやすく解説！
- ◎先進技術・新製品・新品種をいち早く紹介！
- ◎暮らしと経営に役立つ情報がいっぱい！

女性農業者の皆さんへ あなた自身の年金を!

老後の備えは万全ですか?

現在65歳の日本人の平均余命は、
男性が84歳、女性が89歳です。

女性の老後は男性以上に長い道のりです。
農業者年金受給者はさらに長生きされる傾向にあります。

女性農業者の喜び老後を
しっかりとサポートします

家族経営協定を結べば
保険料の国庫補助も
受けられます。

規定農業者で専門申告をしている方と
家族経営協定を結んで農業経営に
参画している配偶者も保険料の
国庫補助が受けられます。

女性の農業経営への参画を
しっかりと応援します!

農業者の老後の生活の収入は、
国民年金+農業者年金が基本です!

国民年金の支給額は月額最高6万5千円。
夫婦お二人で約13万円です。
一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で
23~24万円が必要となるデータがあります。
→月額約10万円不足!

国民年金の不足分を
しっかりとカバーします

農業者年金の加入には
農地の権利名義は
要りません。

ご主人だけが農業者年金へ加入して
いたとしたら、先にご主人が亡くなつた時、
あなたの老後の支えは国民年金だけにな
なってします。

一人一人の備えが大切です。

自らの力で
老後に安心を!

農業者年金に夫のみ加入した場合と夫婦で加入した場合の比較

夫と妻は同年齢で、農業者年金へは30歳で開始月額2万円で通常加入し、農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性87歳、女性92歳まで生存するとして比較

65歳~87歳の年金額(妻のみ)		65歳~92歳の年金額(夫のみ)	
農業者年金に夫のみ加入		農業者年金に夫婦で加入	
夫月額6万5千円	夫月額6万5千円 計月額13万円	夫月額6万5千円	夫月額6万5千円 計月額13万円
夫月額4万2千円	夫月額4万2千円 計月額13万円	なし	なし
合計:月額17万2千円	合計:月額6万5千円	合計:月額17万2千円	合計:月額6万5千円
農業者年金に夫婦で加入		農業者年金に夫のみ加入	
夫月額6万5千円	夫月額6万5千円 計月額13万円	夫月額6万5千円	夫月額6万5千円 計月額13万円
夫月額4万2千円	夫月額4万2千円 計月額13万円	夫月額3万5千円	夫月額3万5千円 計月額10万円
合計:月額20万7千円	合計:月額6万5千円	合計:月額20万7千円	合計:月額6万5千円

農業者年金加入者の声
小浜町 柴木志穂さん

今回ご紹介するのは、小浜町山畠地区で平成24年にイチゴ栽培をを中心に就農された柴木志穂さんです。実家の農業はお手伝い度でしかされたことがない程度で、そうですが、本気で後継者として農業と向き合いました。そのため農業を始めたときも農業を教えたことを教えてきました。また、子どもたちも農業をやり直すことができました。そのため、農業者年金は積立方式での加入を保険料の負担を減らすことができるのです。農業者年金は積立式であります。また、平成27年おらずより自身の老後に備え、農業を始めることがあります。そのため、安心して保険料を支払うことができます。

平成29年度 市への農地利用最適化推進策に関する意見書の提出



平成29年12月18日、
雲仙市農業委員会は、
雲仙市に対する「雲仙市農地等
利用最適化推進策に関する意
見書」を金澤市長へ提出しました。

(1) 農業環境を継続的に維持するための推進
及び組織強化
雲仙市全域において、多面的機能支払制度に取り組む地域を増やす取組や地域住民の参加度を再度促す取組を行うこと、また、(2)中山間地域等直接支払制度においても対象地域において、未協定地域が協定締結に向けて取り組み活動を行うとともに、現地で集落にては、地域住民が協定に参加する組織を推進するため、これらを推進するため、両組織連絡協議会等を発足し、研修や連絡等を通して体制を強化すること。

(2) 組織・事務の合理化
兩制度を継続するにあたり、活動人員が不足するなか、煩雑な事務処理を簡減する必要があるため、組織の統合や広域的な事務処理ができる体制を構築すること。

① 有効な事業の強化について

② 水田地帯における
裏作の推進について

〔1〕農業環境を継続的に維持するための推進及び組織強化
雲仙市全域において、多面的機能支払制度に取り組む地域を増やす取組や地域住民の参加度を再度促す取組を行うこと、また、(2)中山間地域等直接支払制度においても対象地域において、未協定地域が協定締結に向けて取り組み活動を行うとともに、現地で集落にては、地域住民が協定に参加する組織を推進するため、これらを推進するため、両組織連絡協議会等を発足し、研修や連絡等を通して体制を強化すること。

〔2〕組織・事務の合理化
兩制度を継続するにあたり、活動人員が不足するなか、煩雑な事務処理を簡減する必要があるため、組織の統合や広域的な事務処理ができる体制を構築すること。

〔1〕水田での裏作の推進
地域にあたる水田での裏作づくりを進めるにあたり、目標を設定し、計画的に推進すること。
〔2〕水田裏作地帯における
水田地帯の取組を推進するにあたり、裏作を取り組もうとする地域集落等に対し、関係機関も含めた組織化を行い、試験栽培経費や会議費等に対し助成する仕組みを創設すること。

〔1〕水田での裏作の推進
地域にあたる水田での裏作づくりを進めるにあたり、目標を設定し、計画的に推進すること。
〔2〕水田裏作地帯における
水田地帯の取組を推進するにあたり、裏作を取り組もうとする地域集落等に対し、関係機関も含めた組織化を行い、試験栽培経費や会議費等に対し助成する仕組みを創設すること。

地ブランを旧町ごとに作成していくますが、組織化までには至りません。今後、人農地フランを実現するためには、地元のタブレットを導入しており、今後、農業委員会及び農地利用最適化推進委員会の皆様との情報の共有化を進めまいります。

〔2〕号計画の策定について

〔2〕号計画について、農業委員会意見を徴し、同意が得られた上で、市町村が定める地域の農業の振興に関する計画を策定し、その計画に位置付けられた設置の用に供する場合には、優良農地である農地での事業展開や農家住宅の建設が可能となり、魅力ある農業の育成を行っていくこと、一つの方策として考へられます。これらを推進するにあたり、原則転用不許可などを除く第一種農地や農用地区域に出来上がるよう、農商工連携や六次産業化による高付加価値農業を実現する計画を策定してから除外し、農地転用許可が可能となります。その用途は策定から五年以内に建設が確定するため地盤整備計画においては、優良農地であらわれた設置の用に供する場合には、優良農地である農家住宅のほか、農業レクリー、農作物の加工販売等が対象になりますが、〔2〕号計画においては、その目的や雲仙市の農業振興状況、建設施設に関する情報などが具体的に記載するなどなり、そのための調査が必要となります。現在、雲仙農業振興の基礎調査を進めており、他の土地利用計画や農商工連携などもあわせて研究し、特に農業後継者や農家の住宅を建てるような地域指定については、〔2〕号計画」も十分活用していくべきだと考えています。

〔2〕号計画について、農業委員会意見を徴し、同意が得られた上で、市町村が定める地域の農業の振興に関する計画を策定し、その計画に位置付けられた設置の用に供する場合には、優良農地である農地での事業展開や農家住宅の建設が可能となり、魅力ある農業の育成を行っていくこと、一つの方策として考へられます。これらを推進するにあたり、原則転用不許可などを除く第一種農地や農用地区域に出来上がるよう、農商工連携や六次産業化による高付加価値農業を実現する計画を策定してから除外し、農地転用許可が可能となります。そのためには、地元のタブレットを導入しており、今後、農業委員会及び農地利用最適化推進委員会の皆様との情報の共有化を進めまいります。



婚活イベント「イチ婚」が開催されました

本年1月14日（日）、愛野町のイチゴハウスおよび愛野町農業者トレーニングセンターにおいて、婚活イベント「イチ婚」を開催しました。

本イベントは、農業委員会婚活イベント実行委員会が主催で開催しており、一昨年度より市内外から多くの

参加をいただいております。本年度は、男性18名、女性22名の参加がありました。

イベント内では、イチゴの収穫や試食、地元農産物の争奪bingoゲーム大会等を通じて交流を深めることができました。残念ながら今回は、カップル成立にまでは至りませんでしたが、参加者の皆さんには、時間内では話し足りなかった様子で、終了後、各自で連絡先を交換するなど、新たな交流の機会となりました。

農業委員もスタッフとして、イチゴの収穫指導等を行うとともに、事前に農産物も提供いただき、農産物を受け取られた参加者から大変喜ばれておりました。



農業者年金に加入しましょう ~将来の生活設計を考えて~

農業者年金制度は、昭和46年1月、全国の農業者及び農業団体から「農業者もサラリーマン並の年金を」の運動の成果で創設されました。サラリーマンなどは、基礎年金に加えて厚生年金など上乗せがあることに対し、農業者は、農業者年金への加入なしでは、国民年金のみしかありません。

今、日本の平均寿命は、80歳を越えており、働くことができなくなった時には、年金が頼りになります。将来の生活設計を考えていけば、農業者年金に加入をされて老後の生活に備えるべきではないかと考えます。

私も農業者年金に加入をして、今貰う立場になってみると、農業者年金の有難さというものを身をもって実感しております。

ぜひ、農業者年金に加入され、将来の備えをしましょ。詳しくは、地区的農業委員、農業委員会事務局、又は最寄りの農協に相談をお願いします。



農業委員（瑞穂地区） 東 委員

遊休農地の解消を進めています！

瑞穂町 迫地区の事例

瑞穂町の迫地区にはおよそ1.5haの遊休農地があり、圃場の条件等が悪く農地の活用が見込まれず、徐々に耕作放棄地化が進んでいる状況でした。

ちょうどその頃、同町内で新規就農した菊農家の平田真児さんが、規模拡大を検討していました。そこで、地区的農業委員が中心となり、地権者との協議を重ね、同地区の農地中間管理事業を活用した農地集積、補助事業を活用した基盤整備、ハウス建設を実施し、遊休農地の解消が図られました。

【事業概要】

農地集積面積：67a

農地筆数：9筆

農地所有者：5名

(うち耕作放棄地解消面積)：37a

【関連事業】

●耕作放棄地解消事業

①基盤整備事業 総事業費の95%を国・県・市が補助

②土壤改良 2.5万円/10a

③営農定着 2.5万円/10a

●農地集積協力金

①地域集積協力金 實施地区に2.1万円/10a

②耕作者集積協力金 農地所有者に1.0万円/10a

※耕作者集積協力金は耕作放棄農地は含まず

耕作放棄地解消の状況



〈荒廃農地等利活用促進事業(国)〉

【実施地域】農業委員会の調査で遊休農地となっている農地で、原則、農振農用地区域内の農地
【交付対象者】認定農業者、認定期新規就農者、集落営農組織等の担い手のほか、農地中間管理機構、農業共同組織等の農業団体であり、再生された農地において5年以上耕作を行う農業者等

【交付要件】発生防止にかかる経費が4万円／10a以上、または再生作業にかかる経費が10万円／10a以上
※事後申請はできません。また事業着手まで相当期間要します。お早目にご相談ください。

基本	定額2万円／10a（発生防止）	加算 (2年目にも必要となる場合の2年目のみ) 営農定着2.5万円／10a (水稻、経営所得安定対策等の対象作物は除く)
	定額5万円／10a（再生作業）	
	事業費の1／2以内 (重機等を用いて経費が高額となる場合)	

〈耕作放棄地有効利用促進事業(県)〉

【実施地域】農業委員会の調査で遊休農地となっている農地で、国事業に該当しない農地
【交付対象者】遊休農地を復旧し、中間管理事業を活用した貸借等により5年以上耕作する農業者等

基本	定額3万円／10a	加算 重機加算1万円／10a (復旧に重機が必要な場合) 営農定着2.5万円／10a (年度内に認定農業者等が1ha以上まとめて引き受けた場合)

〈農地中間管理事業(機構)〉

農地中間管理事業は、農地を貸したい農家（出し手）から農地の有効な利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）への農地の集積・集約化を後押しするもので、機構を通した貸借にはメリットがあります。詳しくは、8ページをご参照ください。

雲仙市農業振興地域整備計画 隨時変更 受付停止について

雲仙市では、平成31年夏ごろに、雲仙農業振興地域整備計画を変更するため、全体見直し作業を行っています。

全体見直しを行うためには、土地に関する基礎調査のほか、関係機関との協議を行う必要があります。全体見直しによる計画変更協議期間は、法的に隨時変更協議・告示を行うことができないため、**平成30年の春ごろから約1年間は、随时変更の受付ができない期間に入る**予定です。

この期間において、農業振興地域農用地区域内の農地等に、農業用施設の建設・整備や住宅・事業所店舗等の建設、資材置き場の確保などの計画変更をお考えの方は、下記の申請締切にあわせて、農用地区域内に入っているかの確認を含めて、お早めのご相談をお願いします。

なお、計画変更については各種変更要件を満たすことが必要なほか、申請書類には写真・計画図面や登記・求積関係書類などを申請者、または代理人により作成いただくことになります。

区分		変更の具体例	今後の申請締切予定
重要変更	編入	耕作放棄地を再生するための補助事業を活用するため、農振農用地区域に入れたい。	
	除外	農地等に ・家を建てたい。 ・商店の店舗を建てたい。 ・植林したい。 ・砂利敷駐車場をつくりたい。 ・建設資材を置くため、コンクリート舗装したい。 など	平成30年4月27日（最終） (申請から手続きに要する期間：約6か月)
軽微な変更	用途変更	農地等に ・農業機械を保管する倉庫をつくりたい。 ・畜舎や堆肥舎をつくりたい。 ・農業者が自ら生産した農産物を加工する施設をつくりたい。	平成30年5月中旬～6月下旬（最終） (申請から手続きに要する期間：約2～3か月)

※最終申請締切後は、約1年間の受付停止(凍結)期間に入ります。

◎転用申請の前には農林水産課において農業振興地域の農用地区域内の農地であるか確認が必要であり、農振農用地区域内の場合は、事前に農林水産課で除外の手続きをしなければなりません。

◎農振除外可能な農地であっても、転用ができない場合がありますのでご注意ください。詳しくは、農林水産課までお問合せください。

農地の貸借・売買・贈与等について

◇農地の異動については、農業委員会の許可が必要です◇

農地法第3条又は農業経営基盤強化促進法による手続きがあります。

許可を受けるには、受け手の下限面積・耕作状況等、要件があります。

受け手の状況（認定農業者）等により、農業経営基盤強化法を利用できます。

◎賃貸借については借り手は、雲仙市農地流動化奨励事業補助金を受けることができます。

(1) 契約期間が5年以上の賃貸借で、雲仙市在住の農業者が対象となります。

(2) 新規・・・10,000円／10a 再設定・・・5,000円／10a

(3) 農地中間管理事業による貸借については、対象となりません。

◎売買・贈与については、許可なく所有者変更はできず、法務局での登記手続きもできません。

◎相続についても届出が必要です。

◎農地の強制競売に参加するためには、農地法の各要件についての審査を受け、適当であるとされた者に交付される、買受適格証明書が必要となります。交付には、通常の農地法許可申請と同様の時間がかかりますのでご注意ください。

◆農業経営基盤強化促進法のメリット◆

●所有権移転

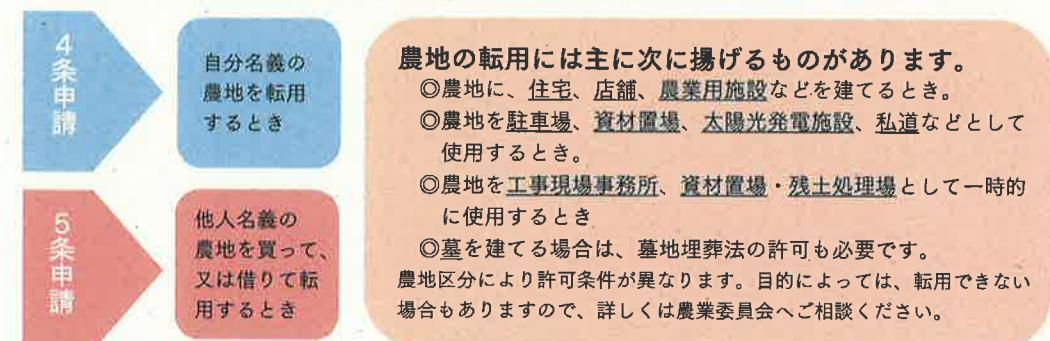
- 登記手続きまで農業委員会で行います。
- 譲渡所得の特別控除（800万円）を受けられます。（農振農用地のみ対象）

●賃借権設定

- 未相続農地でも相続人の2分の1を超える同意がある場合のみ、5年以内の契約ができますが、相続時に必要な戸籍関係書類（原本返付可）・同意書の添付が必要です。
- 農業経営基盤強化促進法に基づく賃借については、期間が満了すれば農地は自動的に返還されます。引き続き貸借を行う場合は、再設定の手続きが必要です。

無断転用は農地法違反です！！

◇農地を農地以外のものにする場合は農業委員会の許可が必要です◇



農地の転用には主に次に掲げるものがあります。

- ◎農地に、住宅、店舗、農業用施設などを建てるとき。
 - ◎農地を駐車場、資材置場、太陽光発電施設、私道などとして使用するとき。
 - ◎農地を工事現場事務所、資材置場・残土処理場として一時的に使用するとき。
 - ◎墓を建てる場合は、墓地埋葬法の許可も必要です。
- 農地区分により許可条件が異なります。目的によっては、転用できない場合もありますので、詳しくは農業委員会へご相談ください。

農地法第3条・4条・5条・買受適格証明願、農業経営基盤強化促進法等の申請受付期間

毎月14日が締切日です。締切日が土・日・祝日にあたる場合は、翌開庁日となります。